

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことと、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約5,000のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に70カ所、長崎市保健所管内に17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したかを表す数字です。したがいまして、定点当たり報告数が3ならば、1つの医療機関で1週間に3人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が1以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10以上なら注意報レベル、30以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

2016年は、第46週(11/14 - 11/20)の定点当たり報告数が1.38(患者報告数6,843人)となり、2016/2017年シーズンで初めて全国的な流行開始の指標である1を上回りました。

2017年第18週の定点当たり報告数は2.03(患者報告数10,001)で、前週の定点当たり報告数3.13(10未満)よりも減少しました。全国的には、第4週が流行のピークと考えられます。

都道府県別では沖縄県(8.86)、新潟県(5.46)、北海道(4.39)、福島県(4.39)、福井県(4.22)、熊本県(3.56)、山形県(3.42)、長野県(3.42)の順となっています。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の5週間(2017年第14~18週)ではB型の検出割合が最も多く、次いでAH3亜型、AH1pdm09の順で検出されています。

詳細は国立感染症研究所ホームページ
(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/f1u-map.html>)を参照してください。

長崎市、長崎県とともに第47週の報告数は、1未満でしたが、第48

週で長崎市（1.0）、長崎県（1.07）とともに1以上となり、流行開始レベルとなりました。

2017年第18週は長崎市（2.24）、長崎県（3.02）で、前週：第17週長崎市（5.29）、長崎県（4.46）よりも減少しておりました。長崎市は、16週から注意報レベル（10以上）の流行が終わりましたが、流行は続いており、引き続き注意が必要です。

長崎市、長崎県とともに第5週が流行のピークと考えられます。

（長崎県感染症情報センターHPより抜粋、1部改変）

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

